

## 農林水産統計

STATISTICS OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES

平成17年11月7日発表

2005年農林業センサス結果の概要（九州）  
農山村地域調査（概数値）

## 【要旨】

## 1 農業集落（全域が市街化区域の農業集落を除く農業集落）

## (1) D I Dまでの所要時間別農業集落数割合

～ D I Dまで30分以内は約6割～

農業集落の中心地から距離が最も近いD I D（平成12年国勢調査の人口集中地区：「用語の解説」参照）市町村の中心地までの所要時間を農業集落別にみると、「30分以内」の農業集落が全体の61.2%を占め、「1時間以内」では91.7%と、ほとんどを占めています。

30分以内の農業集落を県別にみると、佐賀が90.5%、福岡が88.8%と高いのに対し、大分は36.3%、長崎は46.8%と低くなっています。

（詳細は、統計表P8参照）

表1 D I Dまでの所要時間別農業集落数

単位：集落数

区分	九州	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
集落数								
計	24 601	3 471	1 931	2 934	4 200	3 313	2 700	6 052
15分未満	5 956	1 187	963	624	1 370	175	818	819
15分～30分	9 112	1 896	785	749	1 415	1 028	911	2 328
30分～1時間	7 479	353	177	909	1 216	1 679	670	2 475
1時間～ 1時間半	1 058	33	2	139	158	388	157	181
1時間半以上	996	2	4	513	41	43	144	249
構成比（%）								
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15分未満	24.2	34.2	49.9	21.3	32.6	5.3	30.3	13.5
15分～30分	37.0	54.6	40.7	25.5	33.7	31.0	33.7	38.5
30分～1時間	30.4	10.2	9.2	31.0	29.0	50.7	24.8	40.9
1時間～ 1時間半	4.3	1.0	0.1	4.7	3.8	11.7	5.8	3.0
1時間半以上	4.0	0.1	0.2	17.5	1.0	1.3	5.3	4.1

注：1 所要時間は、農業集落の居住者が普段利用している交通手段によります。

2 構成比は、調査対象農業集落数を100.0として算出しました。

3 「D I D（人口集中地区）」については、「6 用語の解説」P29を参照

4 農業集落の調査体系の見直しにより、5年前（平.12）とは比較はしていません。

この統計調査結果で使用している統計表は、以下のアドレスからデータとして利用することができます。

【<http://www.kyushu.maff.go.jp/toukei/home/sokuho.htm>】

この統計調査における調査目的、調査対象などの調査仕様は【調査の仕様】P25に記載しています。

(2) 地域資源の保全状況別農業集落数割合

～ 棚田を保全している農業集落は約 6 割 ～

ア 農地のある農業集落は 2 万 3,413 集落で、そのうち棚田のある農業集落は 3,566 集落 (農地のある農業集落に占める割合は 15.2%)、谷地田のある農業集落は 1,750 集落 (同 7.5%) となっています。

このうち、条例または地域住民等の協定 (取り決め) によって、国土や景観、水質資源等の保全が行われている農業集落をみると、農地全体では 6,079 集落 (26.0%)、棚田では 2,095 集落 (58.7%)、谷地田では 553 集落 (31.6%) となっています。

農地のある農業集落における地域資源の保全割合を県別にみると、佐賀が 52.8% で最も高く、次いで宮崎が 48.3% となっています。

イ 森林のある農業集落は 1 万 9,810 集落、ため池・湖沼のある農業集落は 6,950 集落、河川・水路のある農業集落は 2 万 127 集落、農業用排水路のある農業集落は 2 万 970 集落となっています。

このうち地域資源の保全が行われている農業集落は、森林では 3,359 集落 (17.0%)、ため池・湖沼では 3,070 集落 (44.2%)、河川・水路では 7,616 集落 (37.8%)、農業用排水路では 1 万 2,970 集落 (61.9%) となっています。

森林のある農業集落及び河川・水路のある農業集落のうち、地域資源の保全が行われている集落の割合を県別にみると、熊本の取り組みが最も高く、それぞれ 34.0%、56.9% を占めています。

(詳細は、統計表 P 8 ~ 13 参照)

表 2 地域資源の状況別農業集落数

区 分	単 位：集 落 数						
	農 地	棚 田	谷 地 田	森 林	た め 池 ・ 湖 沼	河 川 ・ 水 路	農 業 用 排 水 路
実 数							
当 該 地 域 資 源 の あ る 農 業 集 落 数	23 413	3 566	1 750	19 810	6 950	20 127	20 970
条 例 や 協 定 に よ る 保 全 が 行 わ れ て い る	6 079	2 095	553	3 359	3 070	7 616	12 970
構 成 比 (%)	26.0	58.7	31.6	17.0	44.2	37.8	61.9

注：構成比は、それぞれの地域資源のある農業集落数を100.0として算出しました。

ウ なお、農業集落に存在する棚田は 1 万 985 か所 (2 万 6,895ha)、谷地田は 3,369 か所 (6,425ha)、ため池は 9,655 か所 (78 万 8,279a) (満水時面積) となっています。

(詳細は、統計表 P 12 参照)

(3) 地域資源を活用した交流事業の取組別農業集落数割合

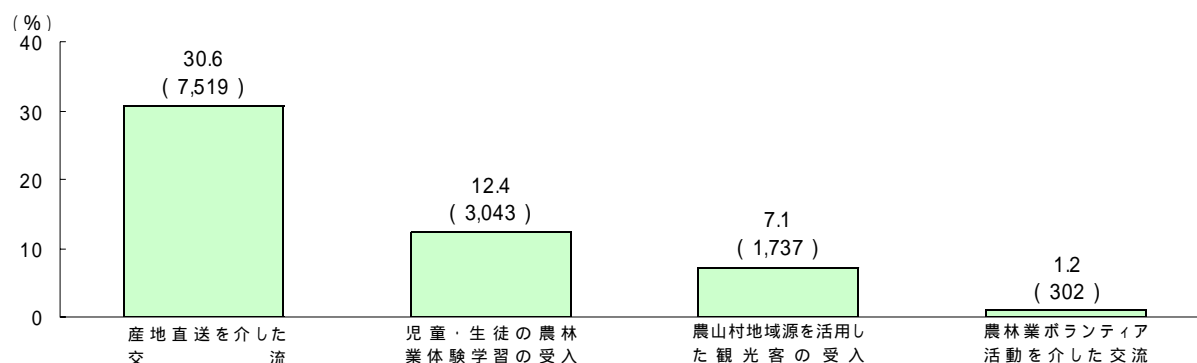
～ 交流事業に取り組んでいる農業集落は約 4 割 ～

地域資源を活用した交流事業に取り組んでいる農業集落は 9,714 集落で、全集落の 39.5% となっています。

このうち「産地直送を介した交流」が全集落の 30.6% で最も多く、次いで「児童、生徒の農林業体験学習の受入」12.4%、「農山村地域資源を活用した観光客の受入」7.1%、「農林業ボランティア活動を介した交流」1.2% となっています。

(詳細は、統計表 P 14、15 参照)

図1 取り組んでいる交流事業の内容別農業集落数割合



注：比率は、調査対象全農業集落数を100.0として算出しました。

( )内の数値は、交流事業に取り組んでいる農業集落数(単位：集落数)です。

(4) 地域資源を活用した施設がある農業集落数割合

～ 地域資源を活用した施設で最も多いのは「産地直売所」～

地域資源を活用した施設がある農業集落を施設別にみると、「産地直売所」がある農業集落が4.5%で最も多く、次いで「キャンプ場」1.2%、「森林公園」1.0%となっています。

(詳細は、統計表 P14～17参照)

表3 地域資源を活用した施設がある農業集落数

区分	産地直売所	市民農園	森林レクリエーション施設	
			キャンプ場	森林公園
平 . 17	1 106	228	293	237
構成比 (%)	4.5	0.9	1.2	1.0

単位：集落数

注：構成比は、調査対象農業集落数を100.0として算出しました。

(5) 林野率別農業集落数割合

～ 林野率50%以上の農業集落が約5割～

林野のある農業集落は1万9,738集落で、これを林野率(農業集落の総土地面積に占める林野面積の割合)別にみると、林野率「50～70%」及び「70～90%」階層での割合が高くなっており「50%以上」の階層で約5割を占めています。

これを県別にみると、大分、宮崎は林野率「70%以上」の農業集落数割合が高く、九州「70%以上」の農業集落数割合29.8%をそれぞれ13.3ポイント、9.3ポイント上回っています。

(詳細は、統計表 P16、17参照)

表4 林野率別農業集落数

区分	林野率 (%)					
	10%未満	10～30	30～50	50～70	70～90	90%以上
平 . 17	2 128	3 743	3 627	4 365	4 510	1 365
構成比 (%)	10.8	19.0	18.4	22.1	22.8	6.9

単位：集落数

注：構成比は、調査対象農業集落数を100.0として算出しました。

## 2 林業

### (1) 林野面積

～ 林野率は約 6 割 ～

平成17年2月1日現在の森林面積（以下「現況森林面積」という。）は264万8,593haで、5年前の平成12年（以下「前回」という）に比べ6,270ha、0.2%減少しました。

このうち、国有は50万2,523ha（現況森林面積に占める割合19.0%）、民有は214万6,070ha（同81.0%）となっています。

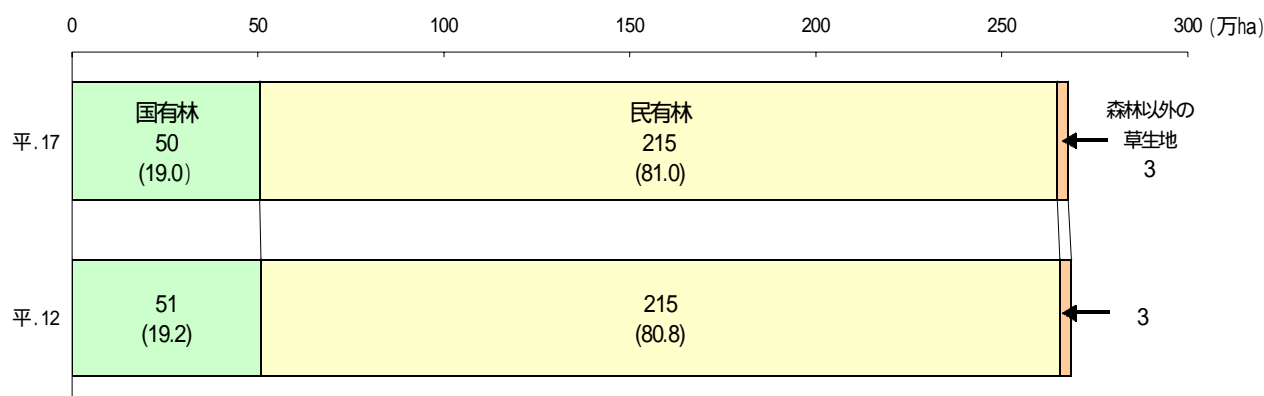
また、森林以外の草生地は2万9,544haで、前回に比べ2,301ha、7.2%減少しました。この結果、現況森林面積と森林以外の草生地を合わせた林野面積は267万8,137haで、前回に比べ8,571ha、0.3%減少しました。

林野率（総土地面積に占める林野面積の割合）は63.5%で、前回に比べ0.2ポイント低下しました。

林野率を県別にみると、九州西部に位置する大分（72.0%）と宮崎（76.0%）が高く、北部に位置する福岡（44.8%）と佐賀（45.1%）は低くなっています。

（詳細は、統計表 P 18～21参照）

表 5 林野面積の推移



注：( ) 内の数値は、現況森林面積（単位：ha）の計を100.0として算出しました。

### (2) 森林機能別森林区分別現況森林面積（森林計画対象）

～ 水土保持林が約 6 割 ～

森林計画対象の現況森林面積は262万9,001haとなっています。

これを森林機能別にみると、水土保持林は167万4,600ha（森林計画対象の現況森林面積に占める割合63.7%）、資源の循環利用林は79万1,799ha（同30.1%）、森林と人との共生林は16万2,602ha（同6.2%）となっています。

また、これを森林区分別にみると、育成単層林が157万2,411ha（同59.8%）、育成複層林が2万8,048ha（同1.1%）、天然生林が102万8,542ha（同39.1%）となっています。

森林機能別現況森林面積を県別にみると、水土保持林では、鹿児島が九州の水土保持林の28.7%を占め最も多く、次いで熊本が21.2%となっています。

資源の循環利用林では、宮崎が九州の41.7%を占め最も多く、次いで大分が24.4%となっています。

森林と人との共生林では、鹿児島が九州の26.6%を占め最も多く、次いで長崎が25.0%となっています。

（詳細は、統計表 P 20、21参照）

表6 森林機能別森林区分別現況森林面積（森林計画対象）

単位：ha

区分	計	育成単層林	育成複層林	天然生林
実数				
計	2 629 001	1 572 411	28 048	1 028 542
水土保持林	1 674 600	1 030 583	20 804	623 213
森林と人との共生林	162 602	34 912	1 500	126 190
資源の循環利用林	791 799	506 916	5 744	279 139
構成比（％）				
計	100.0 (100.0)	59.8	1.1	39.1
水土保持林	100.0 (63.7)	61.5	1.2	37.2
森林と人との共生林	100.0 (6.2)	21.5	0.9	77.6
資源の循環利用林	100.0 (30.1)	64.0	0.7	35.3

注：（ ）内の数値は、計を100.0として算出しました。

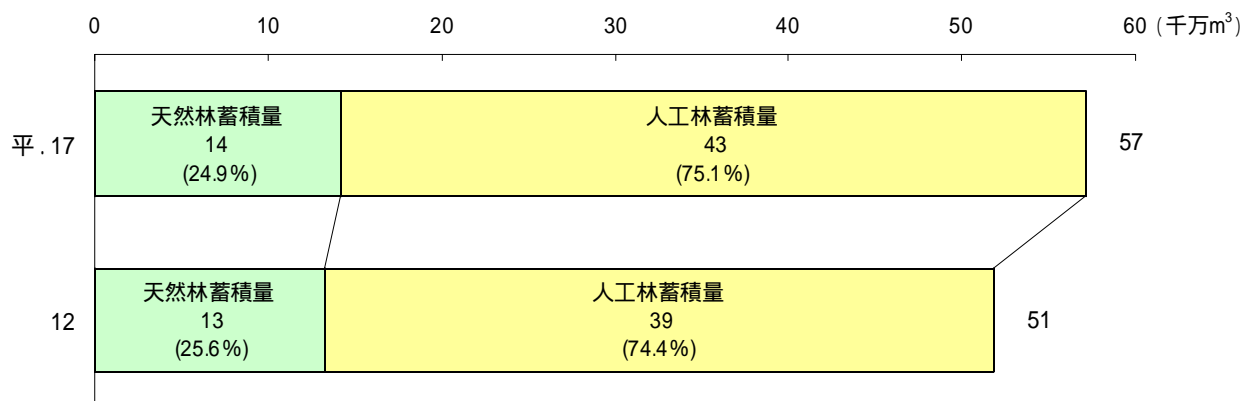
（3）森林蓄積（森林計画対象）

～ 森林蓄積量は増加 ～

森林計画対象の森林蓄積量は5億7,063万9,400m<sup>3</sup>で、前回に比べ10.0%増加しました。森林蓄積量を人工林・天然林別にみると、人工林は75.1%、天然林は24.9%となっています。

（詳細は、統計表P20、21参照）

図2 人工林・天然林別森林蓄積量の推移



注：（ ）内の数値は、森林蓄積量に占める人工林・天然林のそれぞれの原数による割合です。

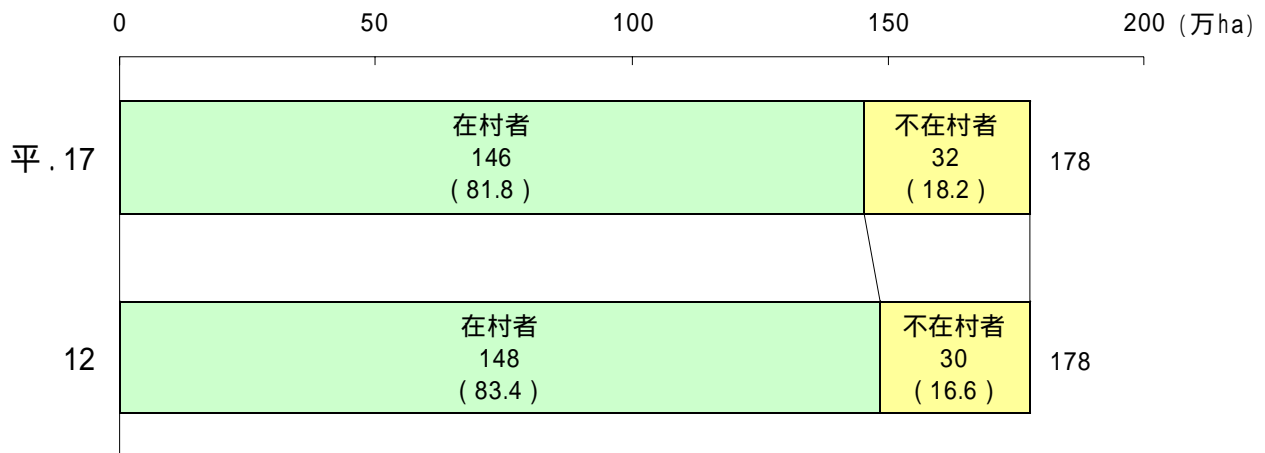
(4) 在村者・不在村者別私有林面積

～ 在村者所有の面積割合が低下 ～

現況森林面積のうち私有林177万8,208haを在村者・不在村者別にみると、在村者は145万5,395ha(私有林面積に占める割合81.8%)、不在村者は32万2,813ha(同18.2%)で、在村者の面積割合は前回に比べ1.6%ポイント低下しました。

(詳細は、統計表P22参照)

図3 在村者・不在村者別私有林面積割合の推移



注:( )内の数値は、それぞれの区分ごとの私有林面積割合です。

(5) 雇われて150日以上林業労働に従事した者数

～ 雇われて150日以上林業労働に従事した者は減少 ～

過去1年間に雇われて150日以上林業労働に従事した者は5,972人で、前回の6,910人に比べ13.6%減少しています。

これを雇われ先別にみると、森林組合が61.6%で最も多く、次いで会社が26.3%となっています。

また、県別の林業従事者数をみると、宮崎が九州の林業従事者の30.0%を占め最も多く、次いで鹿児島が24.7%、熊本が17.8%となっており、この3県で九州の従事者の約7割を占めています。

(詳細は、統計表P23参照)

### 3 耕地

耕地面積及び農振農用地内の耕地面積(市区町村に対する面積聞き取り調査)

～ 農振農用地内の耕地面積は約48万8千ha ～

耕地面積は59万750haとなっています。

この内訳をみると、田は33万746ha(耕地面積に占める割合は56.0%)、畑は18万5,124ha(同31.3%)、樹園地は7万4,880ha(同12.7%)となっています。

耕地面積の内訳を県別順位で見ると、田は熊本が九州の21.8%、畑は鹿児島が38.8%、樹園地は熊本が24.0%を占めそれぞれ1位となっています。

また、農振農用地内の耕地面積は48万8,458ha(同82.7%)となっています。(詳細は、統計表P24参照)

# 統 計 表

【目次】	ページ
1 D I Dまでの所要時間別農業集落数	・・・ 8
2 地域資源の保全状況別農業集落数	・・・ 8
3 棚田、谷地田、ため池のか所数及び面積	・・・ 12
4 地域資源を活用した交流事業の取組別農業集落数	・・・ 14
5 地域資源を活用した施設がある農業集落数、施設数及び利用者数	・・・ 14
6 耕地面積規模別農業集落数	・・・ 16
7 林野率別農業集落数	・・・ 16
8 総土地面積及び林野面積	・・・ 18
9 所有形態別林野面積	・・・ 18
10 森林機能別森林区分別現況森林面積（森林計画対象）	・・・ 20
11 森林蓄積（森林計画対象）	・・・ 20
12 在村者・不在村者別私有林面積	・・・ 22
13 上・下流の協力による森林整備面積	・・・ 22
14 雇われて150日以上林業労働に従事した者数	・・・ 23
15 耕地面積及び農振農用地内の耕地面積	・・・ 24

## 【統計表の見方等】

- この結果概要の数値は、確定値ではなく概数値である。
- 表中に用いた記号は以下のとおりである。
  - 「 - 」 ・・・ 調査は行ったが事実のないもの、または単位に満たないもの
  - 「 ... 」 ・・・ 事実不詳又は調査を欠くもの
  - 「 ↓ 」 ・・・ 減少したもの
  - 「 × 」 ・・・ 個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの
- 平成17年値については、三宅島の火山活動（東京都三宅村）及び新潟県中越地震の被災地（調査期日（平成17年2月1日）現在における新潟県長岡市、十日町市、栃尾市、魚沼市、山古志村、川口町及び小国町の7市町村）の結果が含まれていない。

1 D I Dまでの所要時間別農業集落数

単位：集落

区 分	計	15分未満	15分～30分	30分～1時間	1時間～1時間半	1時間半以上
全 国 1	138 655	50 340	46 057	33 686	6 534	2 038
<b>九 州 2</b>	<b>24 601</b>	<b>5 956</b>	<b>9 112</b>	<b>7 479</b>	<b>1 058</b>	<b>996</b>
福 岡 3	3 471	1 187	1 896	353	33	2
佐 賀 4	1 931	963	785	177	2	4
長 崎 5	2 934	624	749	909	139	513
熊 本 6	4 200	1 370	1 415	1 216	158	41
大 分 7	3 313	175	1 028	1 679	388	43
宮 崎 8	2 700	818	911	670	157	144
鹿 児 島 9	6 052	819	2 328	2 475	181	249

2 地域資源の保全状況別農業集落数

(1) 農地  
ア 農地

区 分	計	条例や協定による保全が行われている	条例や協定による保全が行われていない	保全の根拠			地 方 公共団体
				県条例	市町村条例	協定	
全 国 1	133 261	29 089	104 172	1 709	1 738	25 642	3 788
<b>九 州 2</b>	<b>23 413</b>	<b>6 079</b>	<b>17 334</b>	<b>89</b>	<b>157</b>	<b>5 833</b>	<b>547</b>
福 岡 3	3 426	441	2 985	-	83	358	88
佐 賀 4	1 876	991	885	-	-	991	-
長 崎 5	2 712	872	1 840	14	12	846	27
熊 本 6	4 027	1 075	2 952	53	9	1 013	62
大 分 7	3 184	428	2 756	22	3	403	32
宮 崎 8	2 571	1 243	1 328	-	7	1 236	26
鹿 児 島 9	5 617	1 029	4 588	-	43	986	312

イ 棚田

区 分	計	条例や協定による保全が行われている	条例や協定による保全が行われていない	保全の根拠			地 方 公共団体
				県条例	市町村条例	協定	
全 国 1	19 345	9 458	9 887	95	61	9 302	148
<b>九 州 2</b>	<b>3 566</b>	<b>2 095</b>	<b>1 471</b>	<b>24</b>	<b>20</b>	<b>2 051</b>	<b>44</b>
福 岡 3	280	203	77	-	10	193	10
佐 賀 4	554	380	174	-	-	380	-
長 崎 5	800	405	395	1	-	404	2
熊 本 6	703	523	180	22	8	493	30
大 分 7	395	140	255	1	-	139	1
宮 崎 8	453	321	132	-	1	320	1
鹿 児 島 9	381	123	258	-	1	122	-

単位：集落

保全主体		保全の目的（複数回答）						区分
地域住民等		国土の保全	水資源の保全	生息する生物の保全	景観の保全	観光資源の保全	その他	
農業集落外を含む	農業集落内のみ							
4 650	20 651	21 129	4 907	1 445	7 600	551	11 547	1
<b>1 564</b>	<b>3 968</b>	<b>4 111</b>	<b>1 611</b>	<b>199</b>	<b>1 577</b>	<b>74</b>	<b>1 879</b>	<b>2</b>
46	307	271	2	17	179	16	231	3
57	934	436	199	14	116	5	495	4
244	601	815	325	33	439	17	42	5
300	713	788	636	72	203	7	206	6
20	376	287	66	9	106	3	115	7
574	643	943	326	20	382	21	349	8
323	394	571	57	34	152	5	441	9

単位：集落

保全主体		保全の目的（複数回答）						区分
地域住民等		国土の保全	水資源の保全	生息する生物の保全	景観の保全	観光資源の保全	その他	
農業集落外を含む	農業集落内のみ							
1 657	7 653	7 564	2 774	635	2 975	375	3 248	1
<b>477</b>	<b>1 574</b>	<b>1 611</b>	<b>989</b>	<b>96</b>	<b>796</b>	<b>48</b>	<b>454</b>	<b>2</b>
23	170	142	1	5	75	14	124	3
39	341	318	102	6	82	6	41	4
30	373	366	239	16	181	4	12	5
146	347	340	281	64	120	7	143	6
25	114	67	46	-	22	9	70	7
173	147	318	294	3	299	2	6	8
41	82	60	26	2	17	6	58	9

ウ 谷地田

区 分	計	条例や協定 による保全 が行われて いる	条例や協定 による保全 が行われて いない	保全の根拠			地 方 公共団体
				県条例	市町村条例	協定	
全 国 1	6 868	1 390	5 478	26	22	1 342	45
<b>九 州 2</b>	<b>1 750</b>	<b>553</b>	<b>1 197</b>	<b>9</b>	<b>-</b>	<b>544</b>	<b>17</b>
福 岡 3	-	-	-	-	-	-	-
佐 賀 4	218	97	121	-	-	97	-
長 崎 5	-	-	-	-	-	-	-
熊 本 6	134	60	74	9	-	51	9
大 分 7	73	14	59	-	-	14	-
宮 崎 8	744	276	468	-	-	276	8
鹿 児 島 9	581	106	475	-	-	106	-

(2) 森林

区 分	計	条例や協定 による保全 が行われて いる	条例や協定 による保全 が行われて いない	保全の根拠			地 方 公共団体
				県条例	市町村条例	協定	
全 国 1	107 122	20 509	86 613	10 091	2 935	7 483	12 885
<b>九 州 2</b>	<b>19 810</b>	<b>3 359</b>	<b>16 451</b>	<b>1 566</b>	<b>226</b>	<b>1 567</b>	<b>1 809</b>
福 岡 3	2 083	183	1 900	-	71	112	83
佐 賀 4	1 112	300	812	69	6	225	71
長 崎 5	2 539	348	2 191	149	18	181	158
熊 本 6	3 286	1 116	2 170	699	61	356	759
大 分 7	3 100	581	2 519	254	26	301	273
宮 崎 8	2 323	335	1 988	28	18	289	42
鹿 児 島 9	5 367	496	4 871	367	26	103	423

(3) ため池・湖沼

区 分	計	条例や協定 による保全 が行われて いる	条例や協定 による保全 が行われて いない	保全の根拠			地 方 公共団体
				県条例	市町村条例	協定	
全 国 1	40 957	18 473	22 484	4 252	1 065	13 156	3 520
<b>九 州 2</b>	<b>6 950</b>	<b>3 070</b>	<b>3 880</b>	<b>152</b>	<b>231</b>	<b>2 687</b>	<b>383</b>
福 岡 3	1 375	642	733	-	67	575	68
佐 賀 4	639	491	148	-	9	482	8
長 崎 5	1 121	709	412	21	79	609	119
熊 本 6	833	360	473	100	14	246	113
大 分 7	2 094	402	1 692	3	6	393	9
宮 崎 8	433	228	205	8	14	206	15
鹿 児 島 9	455	238	217	20	42	176	51

単位：集落

保全主体		保全の目的（複数回答）						区分
地域住民等		国土の保全	水資源の保全	生息する生物の保全	景観の保全	観光資源の保全	その他	
農業集落外を含む	農業集落内のみ							
332	1 013	1 027	396	37	463	14	534	1
<b>242</b>	<b>294</b>	<b>380</b>	<b>244</b>	<b>8</b>	<b>265</b>	<b>7</b>	<b>153</b>	<b>2</b>
-	-	-	-	-	-	-	-	3
9	88	77	29	5	38	3	11	4
-	-	-	-	-	-	-	-	5
11	40	4	5	-	5	-	54	6
-	14	14	5	-	-	-	-	7
156	112	222	205	3	215	3	51	8
66	40	63	-	-	7	1	37	9

単位：集落

保全主体		保全の目的（複数回答）						区分
地域住民等		国土の保全	水資源の保全	生息する生物の保全	景観の保全	観光資源の保全	その他	
農業集落外を含む	農業集落内のみ							
2 602	5 022	10 823	6 698	6 273	7 170	2 121	5 403	1
<b>631</b>	<b>919</b>	<b>1 569</b>	<b>1 129</b>	<b>512</b>	<b>1 429</b>	<b>122</b>	<b>970</b>	<b>2</b>
76	24	79	29	32	125	21	64	3
11	218	145	88	27	113	10	45	4
40	150	127	86	42	53	18	125	5
210	147	555	430	230	646	31	234	6
230	78	119	95	52	244	18	200	7
24	269	170	134	34	60	15	218	8
40	33	374	267	95	188	9	84	9

単位：集落

保全主体		保全の目的（複数回答）						区分
地域住民等		国土の保全	水資源の保全	生息する生物の保全	景観の保全	観光資源の保全	その他	
農業集落外を含む	農業集落内のみ							
4 583	10 370	7 370	12 925	1 672	3 164	594	4 236	1
<b>932</b>	<b>1 755</b>	<b>950</b>	<b>2 097</b>	<b>190</b>	<b>412</b>	<b>72</b>	<b>829</b>	<b>2</b>
237	337	178	244	38	160	12	318	3
37	446	206	354	37	63	5	152	4
35	555	14	649	29	6	2	44	5
145	102	211	148	44	101	13	61	6
288	105	184	331	5	11	6	165	7
118	95	61	168	12	30	11	55	8
72	115	96	203	25	41	23	34	9

## (4) 河川・水路

区 分	計	条例や協定 による保全 が行われて いる	条例や協定 による保全 が行われて いない	保全の根拠			地 方 公共団体
				県条例	市町村条例	協定	
全 国 1	115 942	41 348	74 594	9 912	6 928	24 508	16 840
<b>九 州 2</b>	<b>20 127</b>	<b>7 616</b>	<b>12 511</b>	<b>1 103</b>	<b>2 303</b>	<b>4 210</b>	<b>3 354</b>
福 岡 3	3 317	1 481	1 836	-	347	1 134	342
佐 賀 4	1 663	813	850	316	51	446	343
長 崎 5	2 363	717	1 646	55	461	201	560
熊 本 6	3 469	1 975	1 494	486	861	628	1 289
大 分 7	3 092	766	2 326	15	124	627	107
宮 崎 8	1 888	645	1 243	17	200	428	237
鹿 児 島 9	4 335	1 219	3 116	214	259	746	476

## (5) 農業用排水路

区 分	計	条例や協定 による保全 が行われて いる	条例や協定 による保全 が行われて いない	保全の根拠			地 方 公共団体
				県条例	市町村条例	協定	
全 国 1	121 305	73 358	47 947	299	1 895	71 164	2 038
<b>九 州 2</b>	<b>20 970</b>	<b>12 970</b>	<b>8 000</b>	<b>25</b>	<b>268</b>	<b>12 677</b>	<b>235</b>
福 岡 3	3 391	2 252	1 139	-	73	2 179	79
佐 賀 4	1 689	1 581	108	-	25	1 556	19
長 崎 5	2 234	790	1 444	-	64	726	37
熊 本 6	3 669	2 351	1 318	1	84	2 266	1
大 分 7	2 904	819	2 085	20	6	793	26
宮 崎 8	2 420	1 898	522	2	11	1 885	6
鹿 児 島 9	4 663	3 279	1 384	2	5	3 272	67

## 3 棚田、谷地田、ため池のか所数及び面積

区 分	棚田		谷地田		ため池	
	か所数	面積	か所数	面積	か所数	面積
全 国 1	か所 59 855	ha 139 469	か所 14 480	ha 31 046	か所 65 059	a 5 553 495
<b>九 州 2</b>	<b>10 985</b>	<b>26 895</b>	<b>3 369</b>	<b>6 425</b>	<b>9 655</b>	<b>788 279</b>
福 岡 3	542	2 099	-	-	3 287	322 459
佐 賀 4	2 215	5 686	418	817	1 879	127 217
長 崎 5	1 811	6 536	-	-	1 150	99 268
熊 本 6	2 240	6 367	278	985	998	45 400
大 分 7	636	1 955	142	125	1 439	86 946
宮 崎 8	2 876	2 929	1 629	1 232	437	47 045
鹿 児 島 9	665	1 323	902	3 266	465	59 944

単位：集落

保全主体		保全の目的（複数回答）						区分
地域住民等		国土の保全	水資源の保全	生息する生物の保全	景観の保全	観光資源の保全	その他	
農業集落外を含む	農業集落内のみ							
7 930	16 578	14 113	22 195	9 621	14 658	1 365	10 070	1
<b>1 575</b>	<b>2 687</b>	<b>3 788</b>	<b>3 753</b>	<b>1 077</b>	<b>2 407</b>	<b>222</b>	<b>1 865</b>	2
538	601	675	213	194	757	57	856	3
43	427	330	605	46	197	8	116	4
51	106	265	465	162	61	10	30	5
220	466	1 210	939	340	745	70	252	6
353	306	256	462	74	167	19	150	7
134	274	227	315	92	178	36	145	8
236	507	825	754	169	302	22	316	9

単位：集落

保全主体		保全の目的（複数回答）						区分
地域住民等		国土の保全	水資源の保全	生息する生物の保全	景観の保全	観光資源の保全	その他	
農業集落外を含む	農業集落内のみ							
14 410	56 910	11 384	31 229	1 549	10 069	219	41 527	1
<b>3 917</b>	<b>8 818</b>	<b>1 281</b>	<b>6 580</b>	<b>176</b>	<b>1 187</b>	<b>60</b>	<b>6 260</b>	2
306	1 867	229	879	27	720	19	1 246	3
115	1 447	309	988	45	134	10	500	4
291	462	131	751	27	3	1	39	5
864	1 486	178	1 700	2	264	2	625	6
193	600	124	711	10	29	-	167	7
1 008	884	223	710	28	34	24	1 061	8
1 140	2 072	87	841	37	3	4	2 622	9

4 地域資源を活用した交流事業の取組別農業集落数

区 分	計	いずれかの 交流事業を 行っている	いずれの 交流事業も 行っていない	農山村地域資源を活用した観光客の受入			産
				行っている	農業集落として 取り組んでいる	行っていない	行っている
全 国 1	138 655	41 932	96 723	13 386	1 656	125 269	27 414
<b>九 州 2</b>	<b>24 601</b>	<b>9 714</b>	<b>14 887</b>	<b>1 737</b>	<b>354</b>	<b>22 864</b>	<b>7 519</b>
福 岡 3	3 471	2 329	1 142	285	92	3 186	2 107
佐 賀 4	1 931	491	1 440	132	46	1 799	209
長 崎 5	2 934	870	2 064	108	9	2 826	680
熊 本 6	4 200	1 583	2 617	432	69	3 768	1 105
大 分 7	3 313	1 393	1 920	219	21	3 094	1 111
宮 崎 8	2 700	588	2 112	171	35	2 529	285
鹿 児 島 9	6 052	2 460	3 592	390	82	5 662	2 022

5 地域資源を活用した施設がある農業集落数、施設数及び利用者数

区 分	計	いずれかの 施設がある	いずれの 施設もない	産地直売所			農業集落数
				農業集落数	施設数	利用者数	
全 国 1	138 655	15 522	123 133	8 840	13 497	226 038 744	2 834
<b>九 州 2</b>	<b>24 601</b>	<b>1 888</b>	<b>22 713</b>	<b>1 106</b>	<b>1 426</b>	<b>36 615 717</b>	<b>228</b>
福 岡 3	3 471	418	3 053	229	386	4 849 307	88
佐 賀 4	1 931	204	1 727	137	156	7 330 721	21
長 崎 5	2 934	208	2 726	114	118	6 437 886	26
熊 本 6	4 200	308	3 892	177	226	6 623 247	36
大 分 7	3 313	237	3 076	148	174	4 495 378	21
宮 崎 8	2 700	271	2 429	164	209	2 605 793	19
鹿 児 島 9	6 052	242	5 810	137	157	4 273 385	17

5 地域資源を活用した施設がある農業集落数、施設数及び利用者数（つづき）

区 分	森林・林業研修資料館			体験実習林			農業集落数
	農業集落数	施設数	利用者数	農業集落数	施設数	利用者数	
全 国 1	375	386	4 716 376	195	202	321 500	1 494
<b>九 州 2</b>	<b>62</b>	<b>64</b>	<b>689 524</b>	<b>20</b>	<b>20</b>	<b>3 497</b>	<b>237</b>
福 岡 3	3	3	38 922	5	5	530	42
佐 賀 4	6	6	7 178	-	-	-	19
長 崎 5	7	9	63 695	1	1	X	50
熊 本 6	15	15	261 439	4	4	860	18
大 分 7	8	8	40 754	2	2	X	25
宮 崎 8	9	9	101 796	4	4	337	41
鹿 児 島 9	14	14	175 740	4	4	920	42

単位：集落

地直送を介した交流		児童、生徒の農林業体験学習の受入			農林業ボランティア活動を介した交流			区分	
農業集落として取り組んでいる	行っていない	行っている	農業集落として取り組んでいる	行っていない	行っている	農業集落として取り組んでいる	行っていない		
	2 405	111 241	13 388	1 083	125 267	1 724	258	136 931	1
	<b>589</b>	<b>17 082</b>	<b>3 043</b>	<b>316</b>	<b>21 558</b>	<b>302</b>	<b>93</b>	<b>24 299</b>	<b>2</b>
	305	1 364	550	39	2 921	41	14	3 430	3
	17	1 722	197	32	1 734	60	6	1 871	4
	116	2 254	431	43	2 503	2	-	2 932	5
	35	3 095	290	23	3 910	120	61	4 080	6
	54	2 202	904	60	2 409	57	9	3 256	7
	28	2 415	278	24	2 422	13	1	2 687	8
	34	4 030	393	95	5 659	9	2	6 043	9

市民農園		農業・農村研修資料館			農業公園			区分
施設数	利用者数	農業集落数	施設数	利用者数	農業集落数	施設数	利用者数	
施設	人	集落	施設	人	集落	施設	施設	
3 920	850 586	831	894	16 937 529	655	668	17 070 062	1
<b>258</b>	<b>253 710</b>	<b>110</b>	<b>118</b>	<b>764 012</b>	<b>51</b>	<b>51</b>	<b>2 759 231</b>	<b>2</b>
108	13 873	18	19	82 662	7	7	1 345 281	3
21	5 117	14	14	33 459	2	2	X	4
28	6 739	12	13	112 151	7	7	41 650	5
36	15 971	25	25	245 900	4	4	X	6
29	155 702	13	13	242 786	14	14	257 059	7
19	3 736	6	6	19 488	8	8	454 692	8
17	52 572	22	28	27 566	9	9	136 449	9

森林レクリエーション施設									区分
森林公園									
計		遊歩道がある			うち、バリアフリー化している部分がある				
施設数	利用者数	農業集落数	施設数	利用者数	農業集落数	施設数	利用者数		
施設	人	集落	施設	人	集落	施設	人		
1 547	47 221 073	1 350	1 398	44 661 431	200	211	13 225 012	1	
<b>243</b>	<b>8 257 004</b>	<b>214</b>	<b>220</b>	<b>6 911 836</b>	<b>35</b>	<b>35</b>	<b>1 815 200</b>	<b>2</b>	
42	1 739 607	39	39	1 737 407	7	7	162 200	3	
19	789 754	16	16	782 595	5	5	497 300	4	
52	1 379 816	47	49	1 355 085	7	7	237 300	5	
18	595 106	16	16	X	-	-	-	6	
25	874 059	24	24	X	2	2	X	7	
42	2 340 349	34	35	1 271 817	11	11	603 900	8	
45	538 313	38	41	524 317	3	3	X	9	

5 地域資源を活用した施設がある農業集落数、施設数及び利用者数（つづき）

区 分	森林レクリエーション施設（つづき）					
	森林公園（つづき）			キャンプ場		
	遊歩道がない			農業集落数	施設数	利用者数
農業集落数	施設数	利用者数				
全 国 1	集落 144	施設 149	人 2 559 642	集落 2 228	施設 2 579	人 14 796 313
<b>九 州 2</b>	<b>23</b>	<b>23</b>	<b>1 345 168</b>	<b>293</b>	<b>320</b>	<b>1 561 445</b>
福 岡 3	3	3	2 200	60	64	507 997
佐 賀 4	3	3	7 159	39	41	66 186
長 崎 5	3	3	24 731	24	24	118 730
熊 本 6	2	2	X	64	76	366 105
大 分 7	1	1	X	28	36	145 956
宮 崎 8	7	7	1 068 532	41	42	173 653
鹿 児 島 9	4	4	13 996	37	37	182 818

6 耕地面積規模別農業集落数

区 分	計	10ha未満	10～15	15～20	20～30	30～50
全 国 1	133 261	40 084	16 720	13 178	19 066	19 964
<b>九 州 2</b>	<b>23 413</b>	<b>7 431</b>	<b>3 076</b>	<b>2 540</b>	<b>3 651</b>	<b>3 754</b>
福 岡 3	3 426	795	475	410	646	633
佐 賀 4	1 876	347	221	196	362	464
長 崎 5	2 712	1 105	353	310	397	354
熊 本 6	4 027	1 089	480	391	566	737
大 分 7	3 184	1 138	499	365	539	427
宮 崎 8	2 571	682	296	288	393	465
鹿 児 島 9	5 617	2 275	752	580	748	674

7 林野率別農業集落数

区 分	計	10%未満	10～20	20～30	30～40	40～50
全 国 1	106 792	14 369	9 503	8 449	8 065	8 245
<b>九 州 2</b>	<b>19 738</b>	<b>2 128</b>	<b>1 923</b>	<b>1 820</b>	<b>1 840</b>	<b>1 787</b>
福 岡 3	2 073	350	237	227	212	201
佐 賀 4	1 112	130	110	128	117	122
長 崎 5	2 488	269	319	307	294	272
熊 本 6	3 284	408	316	284	290	273
大 分 7	3 100	223	177	167	220	251
宮 崎 8	2 321	238	252	197	205	152
鹿 児 島 9	5 360	510	512	510	502	516

その他			区分
農業集落数	施設数	利用者数	
集落 1 054	施設 1 224	人 64 912 576	1
<b>76</b>	<b>77</b>	<b>1 566 768</b>	<b>2</b>
18	18	179 185	3
<b>10</b>	<b>10</b>	<b>136 091</b>	<b>4</b>
11	11	525 272	5
<b>3</b>	<b>3</b>	<b>20 886</b>	<b>6</b>
16	17	281 821	7
<b>9</b>	<b>9</b>	<b>256 404</b>	<b>8</b>
9	9	167 109	9

単位：集落

50～100	100～150	150～200	200～300	300～400	400～500	500ha以上	区分
15 994	4 060	1 564	1 268	572	301	490	1
<b>2 388</b>	<b>400</b>	<b>98</b>	<b>64</b>	<b>7</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>2</b>
391	61	12	3	-	-	-	3
<b>242</b>	<b>28</b>	<b>7</b>	<b>6</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>4</b>
164	21	4	3	1	-	-	5
<b>594</b>	<b>118</b>	<b>33</b>	<b>18</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>6</b>
193	19	3	1	-	-	-	7
<b>374</b>	<b>63</b>	<b>6</b>	<b>4</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>8</b>
430	90	33	29	3	3	-	9

単位：集落

50～60	60～70	70～80	80～90	90%以上	区分
9 622	11 001	12 562	14 692	10 284	1
<b>2 112</b>	<b>2 253</b>	<b>2 257</b>	<b>2 253</b>	<b>1 365</b>	<b>2</b>
189	186	179	203	89	3
<b>149</b>	<b>125</b>	<b>117</b>	<b>96</b>	<b>18</b>	<b>4</b>
271	226	208	196	126	5
<b>363</b>	<b>400</b>	<b>403</b>	<b>374</b>	<b>173</b>	<b>6</b>
337	393	457	501	374	7
<b>183</b>	<b>188</b>	<b>222</b>	<b>304</b>	<b>380</b>	<b>8</b>
620	735	671	579	205	9

8 総土地面積及び林野面積

区 分	総土地面積	林野面積			現況森林面積	
		計	国有	民有	計	国有
全 国 1	37 604 839	24 732 103	7 315 144	17 416 959	24 345 382	7 180 523
<b>九 州 2</b>	<b>4 217 590</b>	<b>2 678 137</b>	<b>512 110</b>	<b>2 166 027</b>	<b>2 648 593</b>	<b>502 523</b>
福 岡 3	497 521	222 654	25 462	197 192	222 126	25 229
佐 賀 4	243 954	110 041	15 392	94 649	109 849	15 329
長 崎 5	409 464	246 499	24 473	222 026	242 776	23 890
熊 本 6	740 466	464 943	63 419	401 524	451 460	61 855
大 分 7	633 915	456 488	51 069	405 419	449 640	45 550
宮 崎 8	773 477	587 641	178 772	408 869	585 794	178 187
鹿 児 島 9	918 793	589 871	153 523	436 348	586 948	152 483

9 所有形態別林野面積

(1) 林野面積

区 分	合計	国有			計	緑資源機構
		計	林野庁	林 野 庁 以外の官庁		
全 国 1	24 732 103	7 315 144	7 038 553	276 591	17 416 959	537 049
<b>九 州 2</b>	<b>2 678 137</b>	<b>512 110</b>	<b>491 348</b>	<b>20 762</b>	<b>2 166 027</b>	<b>75 185</b>
福 岡 3	222 654	25 462	23 669	1 793	197 192	3 082
佐 賀 4	110 041	15 392	15 330	62	94 649	3 583
長 崎 5	246 499	24 473	23 093	1 380	222 026	2 592
熊 本 6	464 943	63 419	61 574	1 845	401 524	17 359
大 分 7	456 488	51 069	45 108	5 961	405 419	15 194
宮 崎 8	587 641	178 772	173 732	5 040	408 869	26 786
鹿 児 島 9	589 871	153 523	148 842	4 681	436 348	6 589

(2) 現況森林面積

区 分	合計	国有			計	緑資源機構
		計	林野庁	林 野 庁 以外の官庁		
全 国 1	24 345 382	7 180 523	6 996 271	184 252	17 164 859	537 049
<b>九 州 2</b>	<b>2 648 593</b>	<b>502 523</b>	<b>489 691</b>	<b>12 832</b>	<b>2 146 070</b>	<b>75 185</b>
福 岡 3	222 126	25 229	23 607	1 622	196 897	3 082
佐 賀 4	109 849	15 329	15 325	4	94 520	3 583
長 崎 5	242 776	23 890	23 062	828	218 886	2 592
熊 本 6	451 460	61 855	61 539	316	389 605	17 359
大 分 7	449 640	45 550	44 086	1 464	404 090	15 194
宮 崎 8	585 794	178 187	173 708	4 479	407 607	26 786
鹿 児 島 9	586 948	152 483	148 364	4 119	434 465	6 589

民有	森林以外の の草生地	林野率	区 分
ha	ha	%	
17 164 859	386 721	66.7	1
<b>2 146 070</b>	<b>29 544</b>	<b>63.5</b>	<b>2</b>
196 897	528	44.8	3
94 520	192	45.1	4
218 886	3 723	60.2	5
389 605	13 483	62.8	6
404 090	6 848	72.0	7
407 607	1 847	76.0	8
434 465	2 923	64.2	9

単位：ha

民有						区 分
公有					私有	
小計	都道府県	森林整備法人 (林業・造林公社)	市区町村	財産区		
3 307 689	1 212 767	465 575	1 339 152	290 195	13 572 221	1
<b>298 623</b>	<b>58 331</b>	<b>52 718</b>	<b>174 556</b>	<b>13 018</b>	<b>1 792 219</b>	<b>2</b>
24 718	9 389	-	11 574	3 755	169 392	3
12 072	2 900	-	9 172	-	78 994	4
41 672	6 422	14 219	19 846	1 185	177 762	5
58 121	11 641	8 971	30 996	6 513	326 044	6
38 361	7 966	9 406	19 504	1 485	351 864	7
52 047	13 570	10 596	27 801	80	330 036	8
71 632	6 443	9 526	55 663	-	358 127	9

単位：ha

民有						区 分
公有					私有	
小計	都道府県	森林整備法人 (林業・造林公社)	市区町村	財産区		
3 257 424	1 208 565	465 574	1 299 824	283 461	13 370 386	1
<b>292 677</b>	<b>58 329</b>	<b>52 718</b>	<b>170 291</b>	<b>11 339</b>	<b>1 778 208</b>	<b>2</b>
24 552	9 389	-	11 408	3 755	169 263	3
12 024	2 899	-	9 125	-	78 913	4
41 412	6 422	14 219	19 586	1 185	174 882	5
53 696	11 640	8 971	28 215	4 870	318 550	6
38 046	7 966	9 406	19 225	1 449	350 850	7
51 966	13 570	10 596	27 720	80	328 855	8
70 981	6 443	9 526	55 012	-	356 895	9

## (3) 森林以外の草生地（野草地）

区 分	合計	国 有				民			
		計	林野庁	林 野 庁 以外の官庁	計	緑資源機構	小 計		
							小計	都道府県	
全 国 1	386 721	134 621	42 282	92 339	252 100	-	50 265	4 202	
<b>九 州 2</b>	<b>29 544</b>	<b>9 587</b>	<b>1 657</b>	<b>7 930</b>	<b>19 957</b>	-	<b>5 946</b>	<b>2</b>	
福 岡 3	528	233	62	171	295	-	166	-	
佐 賀 4	192	63	5	58	129	-	48	1	
長 崎 5	3 723	583	31	552	3 140	-	260	-	
熊 本 6	13 483	1 564	35	1 529	11 919	-	4 425	1	
大 分 7	6 848	5 519	1 022	4 497	1 329	-	315	-	
宮 崎 8	1 847	585	24	561	1 262	-	81	-	
鹿 児 島 9	2 923	1 040	478	562	1 883	-	651	-	

## 10 森林機能別森林区分別現況森林面積（森林計画対象）

区 分	合 計				水 土 保 全 林			
	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林
全 国 1	24 110 057	10 315 028	927 432	12 867 597	16 373 459	7 213 065	689 741	8 470 653
<b>九 州 2</b>	<b>2 629 001</b>	<b>1 572 411</b>	<b>28 048</b>	<b>1 028 542</b>	<b>1 674 600</b>	<b>1 030 583</b>	<b>20 804</b>	<b>623 213</b>
福 岡 3	218 506	142 278	1 069	75 159	178 438	123 781	916	53 741
佐 賀 4	108 311	83 530	1 183	23 598	70 719	55 077	932	14 710
長 崎 5	241 878	104 943	1 221	135 714	119 824	62 829	705	56 290
熊 本 6	450 557	292 651	10 821	147 085	354 465	238 823	8 145	107 497
大 分 7	446 382	271 714	1 420	173 248	237 008	140 825	938	95 245
宮 崎 8	580 887	362 957	3 388	214 542	233 280	141 068	2 356	89 856
鹿 児 島 9	582 480	314 338	8 946	259 196	480 866	268 180	6 812	205 874

## 11 森林蓄積（森林計画対象）

区 分	合 計			人 工 林			天 然 林	
	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹
全 国 1	40 116 894	27 645 640	12 471 254	23 710 162	23 301 820	408 342	16 406 732	4 343 820
<b>九 州 2</b>	<b>5 706 394</b>	<b>4 326 490</b>	<b>1 379 904</b>	<b>4 284 858</b>	<b>4 199 887</b>	<b>84 971</b>	<b>1 421 536</b>	<b>126 603</b>
福 岡 3	458 104	414 553	43 551	410 383	407 219	3 164	47 721	7 334
佐 賀 4	241 547	195 038	46 509	195 161	193 172	1 989	46 386	1 866
長 崎 5	436 462	288 366	148 096	284 434	282 658	1 776	152 028	5 708
熊 本 6	1 123 240	882 146	241 094	883 587	870 101	13 486	239 653	12 045
大 分 7	1 022 012	807 098	214 914	803 921	788 629	15 292	218 091	18 469
宮 崎 8	1 316 806	973 450	343 356	975 966	946 179	29 787	340 840	27 271
鹿 児 島 9	1 108 223	765 839	342 384	731 406	711 929	19 477	376 817	53 910

単位：ha

有				区分
公有			私有	
森林整備法人 (林業・ 造林公社)	市区町村	財産区		
1	39 328	6 734	201 835	1
-	<b>4 265</b>	<b>1 679</b>	<b>14 011</b>	<b>2</b>
-	166	-	129	3
-	47	-	81	4
-	260	-	2 880	5
-	2 781	1 643	7 494	6
-	279	36	1 014	7
-	81	-	1 181	8
-	651	-	1 232	9

単位：ha

森林と人との共生林				資源の循環利用林				区分
計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	
2 734 291	428 915	88 579	2 216 797	5 002 307	2 673 048	149 112	2 180 147	1
<b>162 602</b>	<b>34 912</b>	<b>1 500</b>	<b>126 190</b>	<b>791 799</b>	<b>506 916</b>	<b>5 744</b>	<b>279 139</b>	<b>2</b>
20 841	6 859	111	13 871	19 227	11 638	42	7 547	3
7 207	1 755	184	5 268	30 385	26 698	67	3 620	4
40 579	6 069	204	34 306	81 475	36 045	312	45 118	5
17 436	6 327	384	10 725	78 656	47 501	2 292	28 863	6
16 080	3 309	130	12 641	193 294	127 580	352	65 362	7
17 233	4 383	210	12 640	330 374	217 506	822	112 046	8
43 226	6 210	277	36 739	58 388	39 948	1 857	16 583	9

単位：100㎡

広葉樹	区分
12 062 912	1
<b>1 294 933</b>	<b>2</b>
40 387	3
44 520	4
146 320	5
227 608	6
199 622	7
313 569	8
322 907	9

12 在村者・不在村者別私有林面積

単位：ha

区 分	計	森林組合 加入者面積	在村者		不在村者					
			森林組合 加入者面積	小計	森林組合 加入者面積	県内	森林組合 加入者面積	県外	森林組合 加入者面積	
全 国 1	13 370 386	8 865 643	10 103 236	7 294 694	3 267 150	1 570 949	1 950 644	995 182	1 316 506	575 767
<b>九 州 11</b>	<b>1 778 208</b>	<b>1 295 140</b>	<b>1 455 395</b>	<b>1 104 200</b>	<b>322 813</b>	<b>190 940</b>	<b>173 441</b>	<b>99 468</b>	<b>149 372</b>	<b>91 472</b>
福 岡 52	169 263	115 736	126 059	91 335	43 204	24 401	35 214	21 397	7 990	3 004
佐 賀 53	78 913	44 572	72 801	42 635	6 112	1 937	3 741	1 364	2 371	573
長 崎 54	174 882	118 088	163 602	114 454	11 280	3 634	6 644	1 950	4 636	1 684
熊 本 55	318 550	240 620	261 640	208 257	56 910	32 363	22 685	13 638	34 225	18 725
大 分 56	350 850	256 466	265 308	201 936	85 542	54 530	46 015	27 116	39 527	27 414
宮 崎 57	328 855	272 184	262 505	225 482	66 350	46 702	26 471	16 726	39 879	29 976
鹿 児 島 58	356 895	247 474	303 480	220 101	53 415	27 373	32 671	17 277	20 744	10 096

13 上・下流の協力による森林整備面積

(1) 計

単位：ha

区 分	計	水源の維持	漁業者 による 森づくり	林業作業 体験	教育活動	その他
全 国 1	235 999	169 862	334	391	400	65 012
<b>九 州 2</b>	<b>33 204</b>	<b>12 386</b>	<b>26</b>	<b>-</b>	<b>9</b>	<b>20 783</b>
福 岡 3	4 955	4 955	-	-	-	-
佐 賀 4	29	-	11	-	-	18
長 崎 5	19	14	-	-	-	5
熊 本 6	9 416	1 905	15	-	-	7 496
大 分 7	2 842	431	-	-	-	2 411
宮 崎 8	10 327	1 791	-	-	-	8 536
鹿 児 島 9	5 616	3 290	-	-	9	2 317

(2) 森林整備費用の助成

単位：ha

区 分	計	水源の維持	漁業者 による 森づくり	林業作業 体験	教育活動	その他
全 国 1	141 408	118 809	25	337	50	22 187
<b>九 州 2</b>	<b>20 005</b>	<b>6 233</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>13 771</b>
福 岡 3	4 410	4 410	-	-	-	-
佐 賀 4	10	-	1	-	-	9
長 崎 5	-	-	-	-	-	-
熊 本 6	5 190	339	-	-	-	4 851
大 分 7	1 254	-	-	-	-	1 254
宮 崎 8	8 046	389	-	-	-	7 657
鹿 児 島 9	1 095	1 095	-	-	-	-

## (3) 分収林契約等

単位：ha

区 分	計	水源の維持	漁業者による 森づくり	林業作業体験	教育活動	その他
全 国 1	56 854	15 705	256	54	350	40 489
<b>九 州 2</b>	<b>11 196</b>	<b>4 158</b>	<b>17</b>	<b>-</b>	<b>9</b>	<b>7 012</b>
福 岡 3	-	-	-	-	-	-
佐 賀 4	19	-	10	-	-	9
長 崎 5	19	14	-	-	-	5
熊 本 6	4 122	1 470	7	-	-	2 645
大 分 7	1 588	431	-	-	-	1 157
宮 崎 8	984	105	-	-	-	879
鹿 児 島 9	4 464	2 138	-	-	9	2 317

## (4) 水源林の取得

単位：ha

区 分	計	水源の維持	漁業者による 森づくり	林業作業体験	教育活動	その他
全 国 1	37 737	35 348	53	-	-	2 336
<b>九 州 2</b>	<b>2 003</b>	<b>1 995</b>	<b>8</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
福 岡 3	545	545	-	-	-	-
佐 賀 4	-	-	-	-	-	-
長 崎 5	-	-	-	-	-	-
熊 本 6	104	96	8	-	-	-
大 分 7	-	-	-	-	-	-
宮 崎 8	1 297	1 297	-	-	-	-
鹿 児 島 9	57	57	-	-	-	-

## 14 雇われて150日以上林業労働に従事した者数

単位：人

区 分	計	森林組合	各種団体・組合 (森林組合を除く。)	会社	その他
全 国 1	30 894	16 645	1 082	10 062	3 105
<b>九 州 2</b>	<b>5 972</b>	<b>3 681</b>	<b>172</b>	<b>1 573</b>	<b>546</b>
福 岡 3	450	374	34	26	16
佐 賀 4	235	184	11	13	27
長 崎 5	265	247	5	10	3
熊 本 6	1 063	809	9	221	24
大 分 7	689	583	13	52	41
宮 崎 8	1 792	770	66	621	335
鹿 児 島 9	1 478	714	34	630	100

15 耕地面積及び農振農用地内の耕地面積

単位：ha

区 分	耕地面積		田	農 振		畑	農 振		樹園地	農 振	
	計	農用地内		農	振		農用地内	農		振	
全 国 1	4 784 849	4 052 151	2 587 329	2 259 699	1 827 178	1 485 932	370 342	306 520			
<b>九 州 2</b>	<b>590 750</b>	<b>488 458</b>	<b>330 746</b>	<b>282 442</b>	<b>185 124</b>	<b>143 045</b>	<b>74 880</b>	<b>62 971</b>			
福 岡 3	92 927	73 309	70 327	57 473	9 145	4 682	13 455	11 154			
佐 賀 4	57 438	54 520	44 301	42 360	5 234	4 601	7 903	7 559			
長 崎 5	52 215	45 515	24 417	21 136	20 162	17 563	7 636	6 816			
熊 本 6	124 324	93 611	71 970	58 013	34 402	21 270	17 952	14 328			
大 分 7	63 107	55 647	40 861	36 495	15 560	13 015	6 686	6 137			
宮 崎 8	73 775	61 895	38 371	32 966	28 855	23 542	6 549	5 387			
鹿 児 島 9	126 964	103 961	40 499	33 999	71 766	58 372	14 699	11 590			

## 【調査の仕様】

### 1 調査の目的

本統計は農林業に関する基礎データを作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、地域の農林業の実態を明らかにすることを目的としています。

### 2 調査の対象

すべての市区町村及び全域が市街化区域に含まれる農業集落を除くすべての農業集落を対象とします。

ただし、三宅島の火山活動により、東京都三宅村は含まれていません。

また、新潟県中越地震の災害により、調査期日（平成17年2月1日）現在における新潟県の長岡市、十日町市、栃尾市、魚沼市、山古志村、川口町及び小国町の7市町村については、この結果概要には含まれていないことから、利用に当たっては留意ください。

### 3 調査期日

平成17年2月1日現在で実施しました。

### 4 調査方法

農林水産省 - 地方統計組織の実施系統で行う職員調査で、市区町村、農業集落に対する面接聞き取り調査としています。

### 5 数値について

- (1) この結果概要の数値は、確定値ではなく概数値です。  
なお、確定値は平成19年3月までに刊行物として公表します。
- (2) 要旨中の統計数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがあります。  
また、要旨中の各表の増減率、構成比等は四捨五入前の原数値により算出しているため、表上の数値で算出したものと若干の差が生じる場合があります。
- (3) 平成17年値については、三宅島の火山活動（東京都三宅村）及び新潟県中越地震の被災地（調査期日（平成17年2月1日）現在における新潟県長岡市、十日町市、栃尾市、魚沼市、山古志村、川口町及び小国町の7市町村）の結果が含まれていません。

## 6 用語の解説

### [あ]

育成単層林

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）が行われた森林をいいます。

育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業の関係上、一時的に単層となる森林を含む。）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）が行われた森林をいいます。

### [か]

会社

株式会社、合資会社、合名会社、有限会社及び相互会社をいいます。  
なお、会社の支社、出張所、支店等があり、造林及び素材生産を行っている場合も含まれます。

各種団体・  
組合（森林組  
合を除く。）

森林組合以外の団体・組合で、法人格を有するものをいいます。

河川・水路

一級河川、二級河川のほか小川等の小さな水流及び運河をいいます。  
なお、農業用又は生活用の用排水路は除きます。

観光資源の保全

観光資源として、景観等の保全を目的としたものをいいます。

キャンプ場

森林を活用したキャンプ場で、炊飯施設、トイレ、バンガロー等の施設を有しているものをいいます。

教育活動

教育活動の場を提供することを目的としたものをいいます。

協定

地域住民、市民グループ等が、自然資源等の保全のために結んだ一定の取り決め（約束）等をいいます。

漁業者による  
森づくり

水面に対する森林の陰影、投影、魚類等に対する養分の供給、水質の汚濁防止などの作用により魚類の棲息と繁殖を助ける目的で設けた海岸林等をいいます。

景観の保全

自然の景観や農業集落、建築物等の人工的な景観等を含めた景観全体の保全を目的としたものをいいます。

現況森林面積

調査期日現在の森林面積をいいます。

耕地面積

農作物の栽培を目的とする土地（田、畑及び樹園地）の面積をいいます。

耕地率

総土地面積に占める耕地面積の割合をいいます。

広葉樹

樹木を葉の形態で分類した名称で、ケヤキ、ブナ、ナラ、ツバキなど扁平な葉をもった樹木をいいます。

国土の保全

土砂崩れや堤防の決壊防止等国土の保全を目的としたものをいいます。

[さ]	
財 産 区	地方自治法（第294条）に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた森林について財産区を作り、地元民が使用収益している森林をいいます。
在 村 者	森林保有者が森林の所在する市区町村の区域に居住しているか、又は事業所を置いている場合をいいます。
産地直送を 介した交流	農協や生産組合等が行っている農林水産物の消費者等への産地直送や直送先の住民を生産現地へ招待する等の交流をいいます。 なお、農山村地域の住民だけでなく、観光客等も対象として、定期的で開催されている農林産物の青空市、朝市も含まれます。
産地直売所	生産者が自ら生産した農産物（農産物加工品を含む。）を生産者又は生産者のグループが、定期的に地域内外の消費者と直接対面で販売するために開設した場所又は施設をいいます。 なお、市区町村、農業協同組合等が開設した施設や道の駅に併設された施設を利用するもの、並びに果実等の季節性が高い農産物を販売するためにその時季に限って開設されるものは含むが、無人施設や自動車等による移動販売は除きます。
資 源 の 循 環 利 用 林	木材等生産機能を重視する森林をいいます。
児童、生徒の 農 林 業 体 験 学 習 の 受 入	児童、生徒が校外学習等で農山村地域において農林業に係る作業の体験等を通じ、農林業への理解を深めるものをいいます。
市 民 農 園	農地を第三者を経由せず、非農家への貸付又は農園利用方式により利用させて利用料金を得ている事業をいいます。  * 農園利用方式 相当数の者を対象に、定期的な条件でレクリエーションなど営利以外の目的で継続して行われている農作業の用に供するものであり、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を伴わないもので当該農作業の用に供するものに限られるものをいいます。
私 有	個人、会社、社寺、共同（共有）、各種団体・組合等が所有している森林をいいます。
上・下流の協力 による森林整備	主に下流域の地方自治体等が、水源林の維持等を目的として上流域の森林が所在する地方自治体等に対して森林整備費用の助成を行ったり、分収林契約等を行うなどにより整備された森林をいい、調査期日現在で継続されているものをいいます。
人 工 林	植林したり、種をまいたりして、人工的に育成した森林をいいます。
針 葉 樹	樹木を葉の形態で分類した名称で、スギ、ヒノキ、マツ類、モミなどの細くとがった葉をもった樹木をいいます。
森林以外の 草 生 地	森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいいます。 なお、河川敷、けい畔、ていとう（堤塘）、道路敷、ゴルフ場等は草生していても含めません。
森 林 組 合	森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合をいいます。 なお、森林組合の出先機関も含まれます。

森林組合加入者面積	森林組合法に基づく森林組合に加入している者が保有している調査期日現在の現況森林面積をいいます。
森林計画	森林法（昭和26年法律第249号）に基づく、地域森林計画（民有林対象）、国有林の地域別の森林計画（林野庁所管の森林対象）をいいます。
森林公園	森林空間を利用した森林浴、野外レクリエーション、自然体験学習等の場として提供されている公園をいいます。
森林整備費用の助成	下流域の地方自治体等からの助成金や上流域の森林整備を目的とした基金からの助成金を用いて整備している森林をいいます。
森林整備法人（林業・造林公社）	分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）の規定により、設立された法人等が所管している森林をいいます。 森林整備法人には、林業（造林）公社も含まれます。
森林蓄積	森林計画（地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画）対象の森林における当該計画樹立時の立木の材積をいいます。
森林と人との共生林	生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する森林をいいます。
森林・林業研修資料館	林業関係の研修、森林・林業に関する資料の展示、森林・林業体験等を行っている施設をいいます。都市と山村との交流や地域活性化を図るための飲食、物販、レクリエーション等複合的機能を併せ持つ施設や市街地に所在する常設の施設も含まれます。 なお、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものも含まれます。
森林レクリエーション施設	国民の保健・文化・教育に広く利用されることを目的とした施設であり、山林の地形や樹木の存在を活かし、森林と施設が一体的なものとして利用されており、森林計画の対象森林の中に存在、もしくはその森林を活用した施設をいいます。 森林公園、キャンプ場のほか、スキー場、野鳥観察施設、木工体験施設、炭焼き体験施設、フィールドアスレチック場、オリエンテーリングコース、ピクニック広場等も含まれます。 なお、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものも含まれます。
水源の維持	人間の暮らしに必要な水の水源、水質を維持し、安定的に貯留、供給することを目的としたものをいいます。
水源林の取得	下流域の地方自治体や土地改良区等の団体等が、水源の確保、洪水防止などの目的のために取得した森林をいいます。
水土保持林	水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する森林をいいます。
生息する生物の保全	動植物の生息、生態系を保護することを目的としたものをいいます。
総土地面積	原則として国土地理院『全国都道府県市区町村別面積調』による総土地面積によります。 なお、都道府県別の行政区が確定していない場合は、本調査で市区町村別に把握した面積の集計値に湖沼等の未所属地を加えた面積としています。

[た]

体験実習林	<p>植林、下刈り等林業生産活動等の体験学習を行うことを目的として提供されている林業体験林、林業学習林等の森林をいい、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものも含まれます。</p> <p>なお、大学、高等学校、小中学校等の学校林は、広く一般に提供されている場合のみ含まれます。また、森林・林業研修資料館に併設され、一体的に利用されているものは除きます。</p>
棚田	<p>傾斜地に等高線に沿って作られた水田であり、田面が水平で棚状に見えることからこう呼ばれる。この場合、ほ場の形状は問いません。</p>
ため池	<p>かんがい用水をためておく人工または天然の池をいい、本項目では受益面積が2ha以上のものについて把握することとします。</p> <p>なお、ため池の面積は満水時の面積とします。</p>
D I D (人口集中地区)	<p>平成12年国勢調査において、人口密度約4,000人/km<sup>2</sup>以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域をいいます。 (D I D : D<u>ensely</u> I<u>n</u>habited D<u>istrict</u>)</p>
天然生林	<p>主として天然力を活用する(自然に散布された種子が発芽して成育することを主体とする)ことにより成立させ維持する施業(天然生林施業)が行われた森林をいい、天然生林施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐も含まれます。</p>
天然林	<p>人工林以外の森林(天然下種更新、ぼう芽更新等の天然更新により成立した森林)をいいます。</p>

[な]

農業公園	<p>農業振興を図る交流拠点として、生産・普及・展示機能、農業体験機能、レジャー・レクリエーション機能等を有し、農業への理解の増進や人材の確保育成を図るための公園をいいます。</p> <p>なお、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものも含まれます。</p>
農業集落	<p>農業集落とは、市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会のことです。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位です。</p>
農業・農村研修資料館	<p>農業関係の研修、農業・農村に関する資料の展示、農業・農村体験等を行っている施設をいい、都市と農村との交流や地域活性化を図るための飲食、物販、レクリエーション等複合的機能を併せ持つ施設も含まれます。</p> <p>なお、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものも含まれます。</p>
農業用排水路	<p>農業用の用水または排水のための施設をいいます。</p>
農山村地域資源を活用した観光客の受入	<p>農山村地域にある資源がもたらす景色・景観を鑑賞することなどを目的として訪れる都市部等からの不特定の観光客を受け入れることをいいます。</p>

農振農用地	農業振興地域の整備に関する法律（略称：農振法）（昭和44年法律第58号）第8条第1項に基づき、市町村が農業振興地域整備計画を定めた区域のうち、同法第8条第2項第1号に基づく農用地等として利用すべき土地の区域の指定のある区域をいいます。
農地	農地法（昭和27年法律第229号）に基づく耕作の目的に供される土地をいいます。
農林業ボランティアを介した交流	過疎化、高齢化等による農山村地域の多面的機能の低下を防止するために、都市部の住民等がボランティアで、農林業の作業を手伝うものをいいます。 グリーンツーリズムの態様の一つとして、具体的には、援農ボランティア、森林の下草刈り等が該当します。
[は]	
バリアフリー化	段差や急な傾斜など、高齢者や身体に障害のある人などの障壁となっているものを取り除くことをいいます。 なお、部分的にバリアフリー化されていれば含みます。
不在村者	在村者以外の者をいいます。
分収林契約等	下流域の地方自治体等との分収林（分収造林・分収育林）契約や借地契約が結ばれている森林をいいます。  * 分収造林 土地所有者が土地を提供し、土地所有者以外の者が造林、あるいは造林費用を負担してそこから得られる林産物の収穫をお互いに協定した分収歩合で配分する契約をしている森林をいいます。地方によっては「植分け山」、「部分け山」などともいいます。  * 分収育林 生育途上の若齢人工林を対象にその森林の育林費負担者を募り、伐採時にその収益を分配する契約をしている森林をいいます。
[ま]	
水資源の保全	水源、水質の保全を目的としたものをいいます。
緑資源機構	独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）により設立されている緑資源機構（農耕地の改良、林道の開設・維持や分収造林契約による造林事業等を実施しています。）が所管している森林をいい、以前は「緑資源公団、森林開発公団」の所管であったものをいいます。
[や]	
谷地田	台地にはさまれた細長い谷にある水田をいう。この場合、ほ場の形状は問いません。
遊歩道	森林公園内に設置されている歩道のうち、専ら森林浴、自然観察等を主目的とした、自然観察路、自然研究路、野鳥観察路等をいいます。
[ら]	
林業作業体験	都市住民等が林業の各種作業を体験することを目的としたものをいいます。
林野庁以外の官庁	林野庁以外の国の機関が所管している森林をいいます。 例えば、財務省等の省庁が所管している森林をいいます。 なお、日本道路公団等の特殊法人、独立行政法人（緑資源機構を除きます。）、国立大学法人が所管している森林も、便宜上ここに含めます。

林野面積	「現況森林面積」に「森林以外の草生地」の面積を加えた面積をいいます。
林野率	総土地面積に占める林野面積の割合をいいます。 なお、全国、全国農業地域別、都道府県別の各数値を算出する際は、総土地面積から北方四島（503,614ヘクタール）及び竹島（23ヘクタール）を除いて計算しました。

7 全国農業地域の表章区分は、次のとおりです。

表章区分	所属都道府県
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東海	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
近畿	岐阜、静岡、愛知、三重
中国	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
九州	徳島、香川、愛媛、高知
沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

この統計調査結果で使用している統計表は、以下のアドレスから利用することが出来ます。  
【<http://www.kyushu.maff.go.jp/toukei/home/sokuho.htm>】

問い合わせ先	
本統計調査結果について	
連絡先：九州農政局 統計部	経営・構造統計課 構造統計第2係
電話（代表）096(353)3561	内線4735
（直通）096(353)7559	
農林水産統計全般について	
連絡先：九州農政局 統計部	統計企画課 企画第2係
電話（代表）096(353)3561	内線4723
（直通）096(353)	